

医療費助成制度の受給資格登録申請はお済みですか

制度名	対象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成制度	市内に住所を有し、健康保険に加入している15歳に達する日以後、最初の3月31日までの子ども	医療費の一部負担金および入院時の食事療養標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証（子どもの名前が記載されているもの） ※出生の場合は、保険証ができるまで日数がかかりますので、先に登録申請をしてください。後日、保険証ができましたら持参してください。 保護者名義の預金通帳 印鑑（朱肉を使用するもの） 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡下さい。
重度心身障害者医療費助成制度	①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害のある方 ・身体障害者手帳1級～3級の方 ・療育手帳④・A・Bの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)の方 ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にある方で、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方	医療費の一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳 健康保険証 預金通帳 印鑑（朱肉を使用するもの） 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡下さい。
ひとり親家庭等医療費助成制度	母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害がある親と子（子どもが18歳に達した日の属する年度の末日まで。ただし、子どもに一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで） ※所得制限により、支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金（市民税課税の場合、自己負担金あり）	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 預金通帳 印鑑（朱肉を使用するもの） 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など

▶受給資格の適用時期

原則として、申請日から適用されます。ただし、出生や転入の日などから15日以内に申請があった場合には、出生日や転入日が受給資格の始期になるなどの特例があります。

※年末年始（12月29日(休)～平成29年1月3日(火)）の間は申請できませんので、その期間に出生届を提出する方は、ご注意ください。出生日から15日目（年末年始の閉庁日である場合、1月4日(水)）が誕生日を受給資格の始期とすることができる日となります。

▶医療費助成できないもの

- ・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当するもの
 - ・保険外（予防接種、定期健診など）および他の制度（公費負担医療など）に該当するもの
- ※加入している保険組合などで支給される高額療養費・附加給付金があるときは、その額を差し引いて支給します。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当（内線226・227）

由利貞男さんが「彩の国健康鉄人」に認定されました

県では、心身ともに健康な80歳以上で、運動、地域活動、文化芸術活動などで顕著な活動をしている方を「彩の国健康鉄人」として認定しています。

このたび、日々の生活の中に年齢に合わせた運動を取り入れ、行田市鉄剣マラソン大会で毎年完走するなど、スポーツを通じて健康な体を維持している由利貞男さん（西新町）が「彩の国健康鉄人」に認定されました。

▶問い合わせ 保健センター健康づくり支援担当 ☎553-0053



由利貞男さんと上田県知事

ノロウイルスにご注意ください

冬は、ノロウイルスによる食中毒や感染症が大変多くなる季節です。ノロウイルスは感染力が非常に強く、人から人にうつるだけでなく、ノロウイルスに汚染された食品を食べて人にうつることもあります。下痢、嘔吐などの症状を引き起こし、特に乳幼児や高齢者は重症化することがあります。予防には、手洗い、加熱、消毒を心掛けましょう。また、消毒は塩素系漂白剤が有効です。なお、症状が治まった後も、数日から数週間、ノロウイルスが体内に残り、便に排出されることがあるので、注意が必要です。この間はしっかり手洗いしましょう。

▶問い合わせ 加須保健所生活衛生・薬事担当 ☎0480-61-1216

12月3日～9日は障害者週間です 「障害」や「障害のある人」に対する 関心と理解を深めましょう

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められました。

障害者の自立および社会参加を実現していくためには、市民の皆さんの理解と協力が重要です。市民一人一人がこの機会に障害者福祉について考え、障害者に対する関心と理解を深めましょう。

障害者用駐車場は必要な人のために空けておこう

障害者用駐車場は、車椅子やつえを使用している方などが自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるように作られた駐車場です。

最近では、公共施設やショッピングセンター、飲食店など多くの方が利用する施設で障害者用駐車場の整備が進んでいますが、障害者用駐車場を必要としない方が駐車してしまい、必要な方が駐車できずに大変困っているという声が寄せられています。シンボルマークマナーを守り、障害者用駐車場を必要としている方が利用しやすい環境づくりを進めましょう。



障がい者無料法律相談110番

埼玉弁護士会では、障害者週間に合わせ、弁護士が相談専用電話やファクスで、無料で相談に応じる「障がい者無料法律相談110番」を実施します。「障害につけ込まれて、お金をだまし取られた」、「病院や施設の手続きのため、成年後見制度を利用したい」、「支援をしている障害者が相続のことで困っている」など、気軽にご相談ください。

- ▶日時 12月9日(金)午前10時～午後4時
- ▶対象 障害のある方、その家族や福祉関係者など
- ▶電話番号 048-838-5570
- ▶FAX番号 048-838-5573
- ▶問い合わせ 同会法律相談センター ☎048-710-5666 【FAX】048-837-2898

▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当（内線266）

市報ぎょうだ平成29年1月号は 12月28日に配布します

新年の「市報ぎょうだ」1月号は、12月28日(水)に各自治会長宅または配布役員宅へ配布します。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当（内線318）

行田市認知症初期集中支援 チームが発足しました



行田市認知症初期集中支援チームの皆さん

高齢者の約4人に1人が認知症またはその予備軍といわれています。認知症になっても、本市でいつまでも住み続けられるようにするため、認知症の初期段階で、早期発見・早期治療を行えるように支援する専門職チーム「行田市認知症初期集中支援チーム」が発足しました。

このチームは、専門医と保健医療と介護の専門職がチーム員として対象者の相談、訪問を行い、適切な医療、介護サービスの利用につなげ、認知症の方（疑いを含む）とその家族を支援します。

- ▶設置場所 行田市機能強化型地域包括支援センター緑風苑内（須加1529）
- ▶相談 高齢者福祉課または各地域包括支援センター
- ▶問い合わせ 同課地域包括ケア担当（内線338・278）

障害者控除認定書を 発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、これらの手帳の交付を受けていない方でも、申請に基づいて市が発行する「障害者控除認定書」により控除を受けることができます。認定書の交付を希望する方は、認定までに時間がかかりますのでお早めにご相談ください。なお、認定書は毎年更新となりますので、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

- ▶対象 65歳以上の介護認定（要介護1～5）を受けている方で、要介護認定の状況により身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方
- ▶申請に必要なもの 介護保険被保険者証、印鑑、申請者の身分を証明するもの（運転免許証など）
- ▶問い合わせ 高齢者福祉課介護認定担当（内線269）